

国民年金の被保険者記録の記載について

- 現在、年金記録相談において御本人の申立と社会保険庁の記録が一致しないケースは、昭和30年代後半から昭和50年代が大部分。

【当時の事務処理】

- 国民年金の被保険者記録は、次のように社会保険事務所の被保険者台帳に記載される。
 - ①御本人からの各種届出は、市町村を經由して、社会保険事務所に回付
 - ②現年度保険料は市町村が徴収(検認)し、社会保険事務所に報告
 - ③過年度保険料及び特例納付保険料は社会保険事務所が徴収その後、社会保険事務所は、さん孔紙テープにより、社会保険庁本庁に進達。
- 市町村と社会保険事務所の間では、年に1回、市町村の被保険者名簿と社会保険事務所の被保険者台帳を照合し、正確な記録の進達に努めていた。
- また、社会保険オンラインシステムの導入時に、社会保険庁本庁のデータを社会保険事務所に送付し、照合・補正を行った。

【現在の記録相談の対応】

- 社会保険オンラインシステムでは記録が確認できなかった場合には、社会保険庁においてマイクロフィルム化して保存している被保険者台帳及び市町村が保存する被保険者名簿にさかのぼって確認。

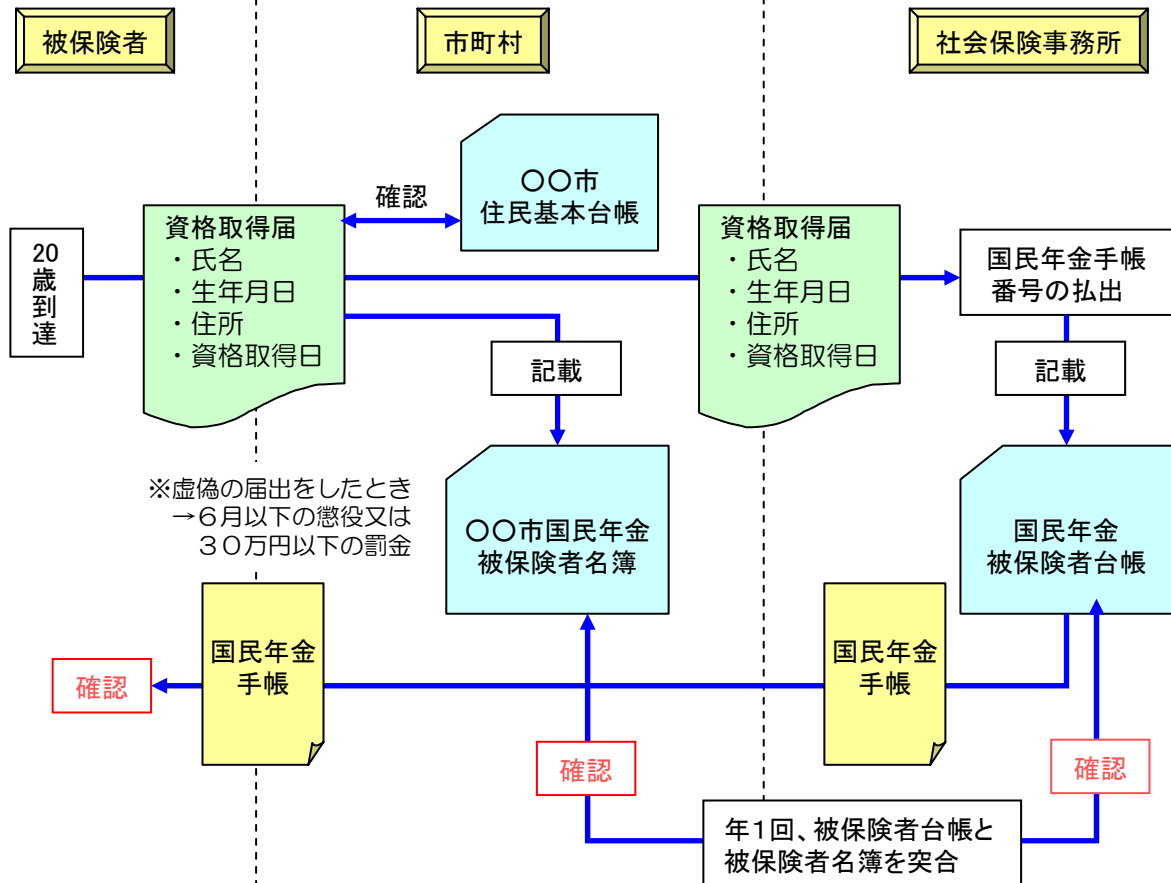
※ 社会保険庁の被保険者台帳は、社会保険オンラインシステムに入力しなかった詳細データを確認する必要があるもの(特殊台帳)のみをマイクロフィルム化。

(詳細データを確認する必要がある台帳(例))

- ・ある年度の被保険者期間の一部に限り未納期間がある記録
- ・保険料額が異なる納付方法(特例納付(時効期間を超えてさかのぼって納付する制度)、前納(割引あり))で納付した記録

※ 市町村の被保険者名簿は、転出・資格喪失後5年間保存の「当座の台帳」。また、地方分権一括法によって徴収事務が国に移管されたため被保険者名簿自体の用途は無くなり、一部の市町村では廃棄された。

1. 資格取得届の流れ

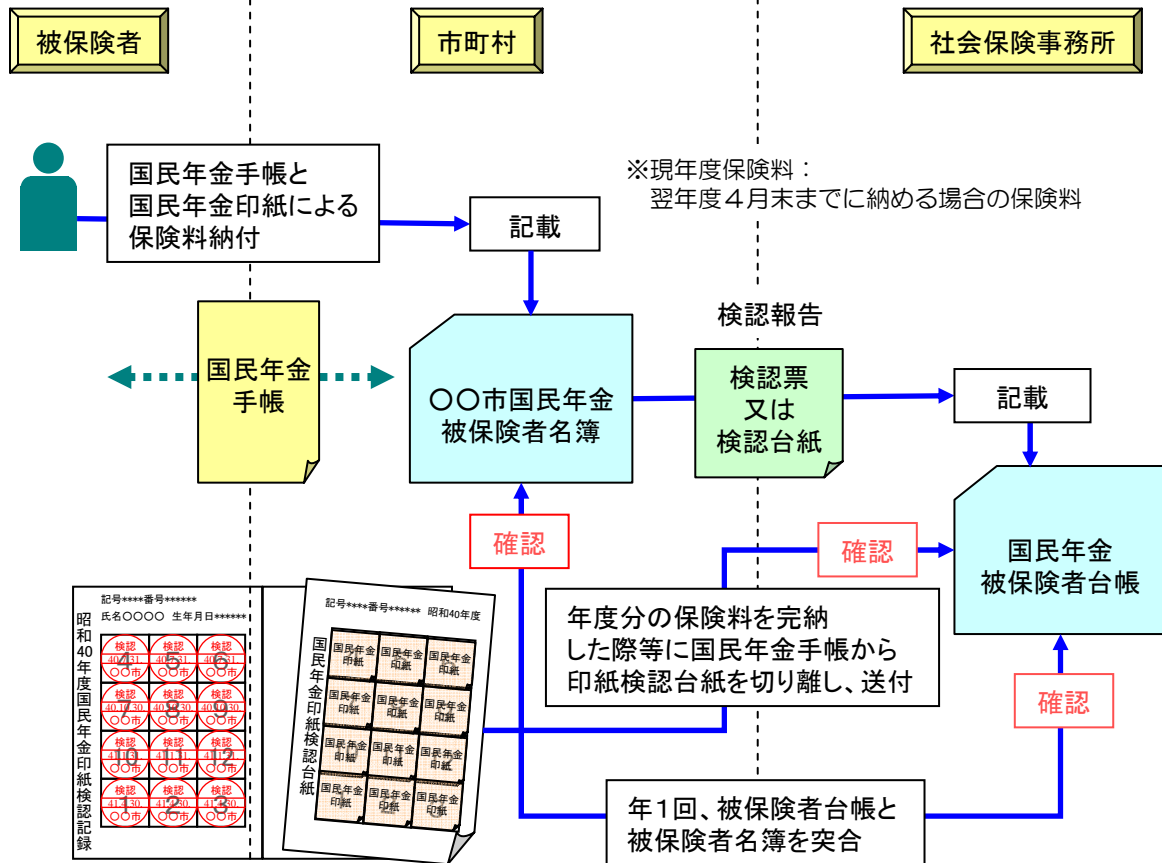


1. 資格取得届の手続

国民年金の被保険者が資格取得したときの手続は、次のとおり。

- ①被保険者は、市町村に対して資格取得届を提出(国年法12条1項)。
・届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき →6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(国年法112条1号)
- ②市町村は、被保険者名簿に記載するとともに、社会保険事務所に送付(国年法12条4項)。
- ③社会保険事務所は、被保険者台帳に記載。
- ④社会保険事務所は、国民年金手帳を発行し、被保険者に送付(国年法13条)。
- ⑤社会保険事務所と市町村は、年1回被保険者台帳と被保険者名簿を照合。

2.昭和46年9月までの現年度保険料納付(市町村が徴収)の流れ

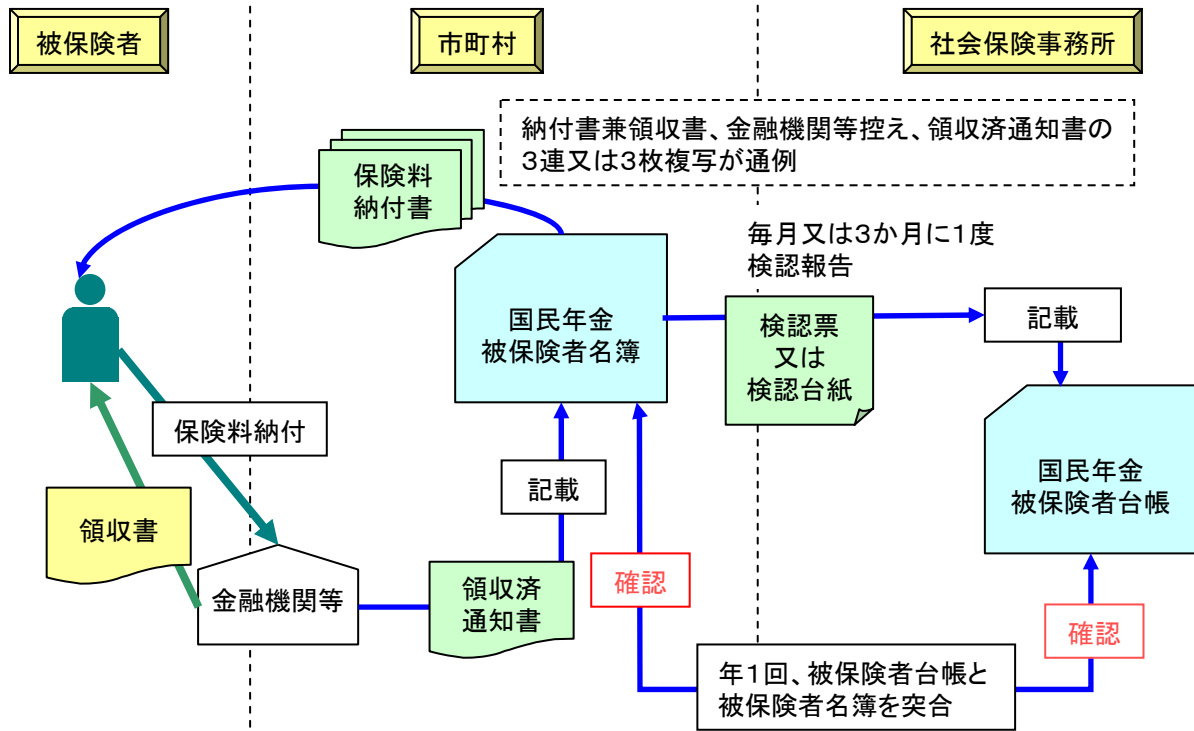


2.昭和46年9月までの現年度保険料納付(市町村が徴収)の流れ

昭和46年9月までの現年度保険料を納付するときの手続は、次のとおり。

- ①被保険者が、市町村に対して国民年金手帳及び国民年金印紙により保険料を納付(改正前国年法92条)。
- ②市町村は、被保険者名簿に記載。
- ③市町村は、検認票又は検認台紙により社会保険事務所に検認報告(改正前国年則71条)。
- ④社会保険事務所は、被保険者台帳に記載。
- ⑤市町村は、年度分の保険料を完納したとき、前年度の検認台紙があったとき等に検認台紙を切り離し、社会保険事務所に送付(改正前国年則第73条)。
- ⑥社会保険事務所と市町村は、年1回被保険者台帳と被保険者名簿を照合。

3.昭和46年9月以降の現年度保険料納付(市町村が徴収)の流れ

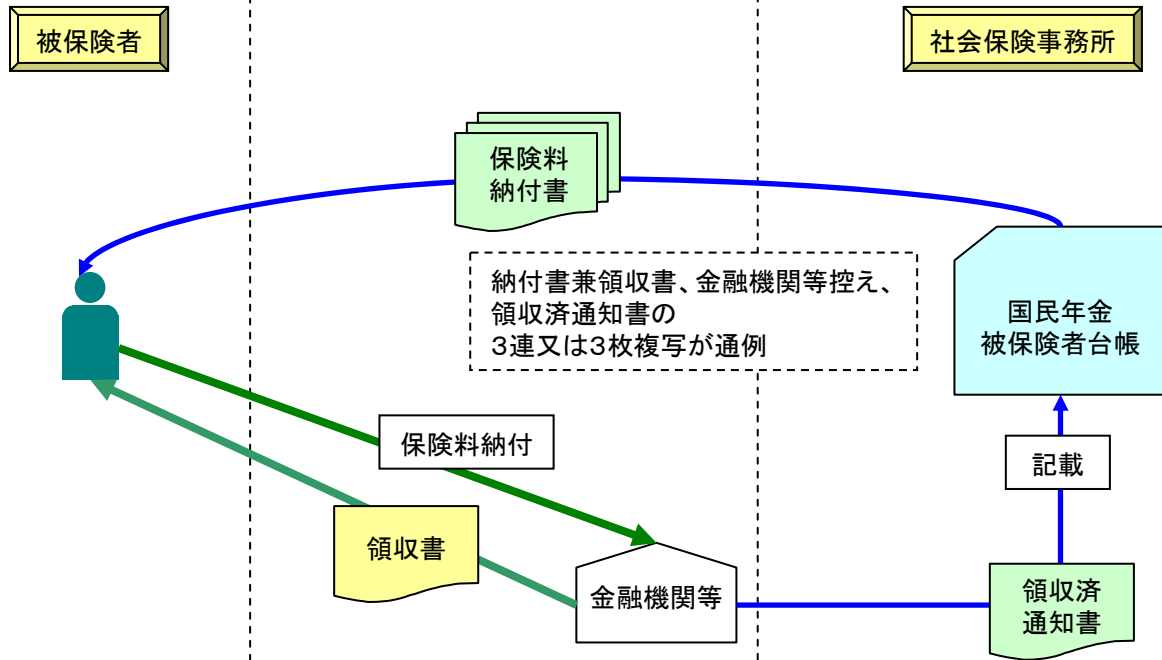


3.昭和46年9月以降の現年度保険料納付(市町村が徴収)の流れ

昭和46年9月以降の現年度保険料を納付するときの手続は、次のとおり。

- ①市町村が、被保険者に対して納付書を送付(改正前国年則第69条の2)。
- ②被保険者は、金融機関等で納付書により保険料を納付。金融機関等は領収書を発行。
- ③金融機関等は、市町村に領収済通知書を送付。市町村は、被保険者名簿に記載。
- ④市町村は、検認票又は検認台紙により社会保険事務所に検認報告(改正前国年則71条)。
- ⑤社会保険事務所は、被保険者台帳に記載。
- ⑥社会保険事務所と市町村は、年1回被保険者台帳と被保険者名簿を照合。

4.過年度保険料及び特例納付保険料納付(社会保険事務所が徴収)の流れ

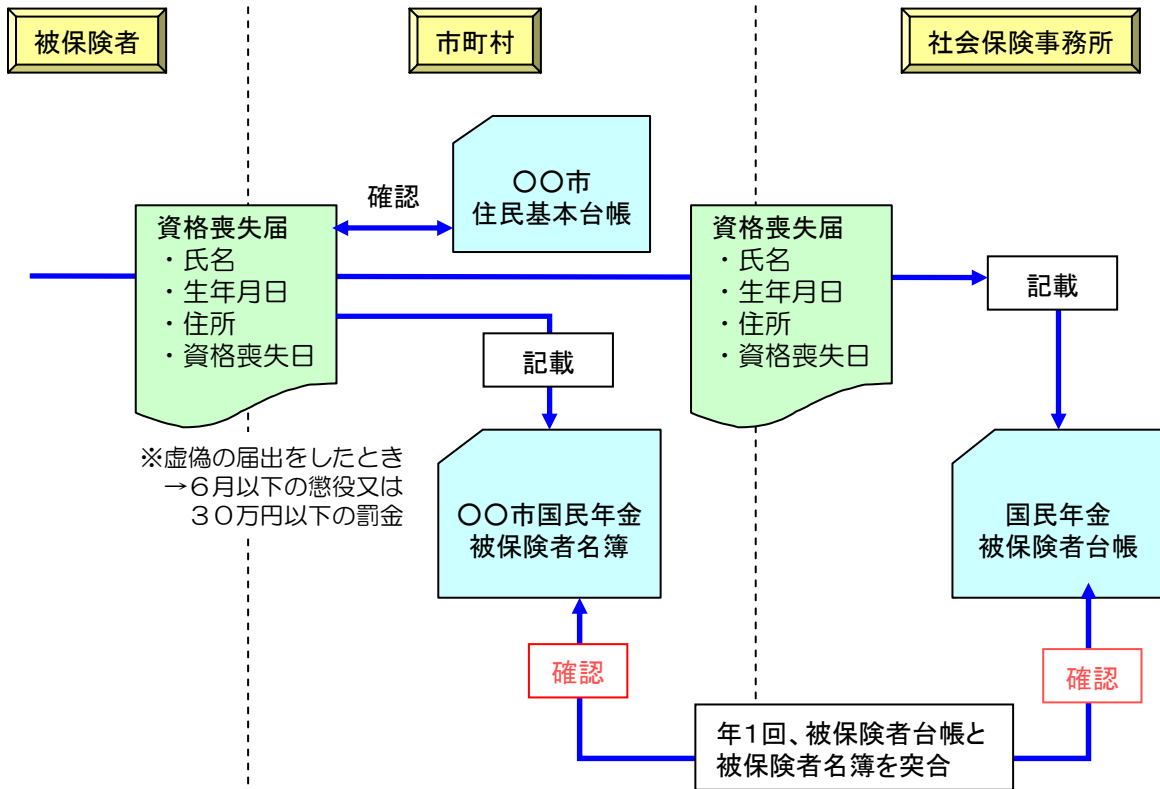


4.過年度保険料及び特例納付保険料納付(社会保険事務所が徴収)の流れ

過年度保険料及び特例納付保険料納付を納付するときの手続は、次のとおり。

- ①社会保険事務所が、被保険者に対して納付書を送付。
- ②被保険者は、金融機関等で納付書により保険料を納付。金融機関等は領収書を発行。
- ③金融機関等は、社会保険事務所に領収済通知書を送付。社会保険事務所は、被保険者台帳に記載。

5. 資格喪失届の流れ



5. 資格喪失届の手続

国民年金の被保険者が資格喪失したときの手続は、次のとおり。

- ① 被保険者は、市町村に対して資格喪失届を提出(国年法12条1項)。
 - ・届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき → 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(国年法112条1号)
- ② 市町村は、被保険者名簿に記載するとともに、社会保険事務所に送付(国年法12条4項)。
- ③ 社会保険事務所は、被保険者台帳に記載。
- ④ 社会保険事務所と市町村は、年1回被保険者台帳と被保険者名簿を照合。